## 7．共通的•基盤的な施策の推進

## 7－1．環境に配慮した施策手法の推進

## 現況と課題

近年の都市化の進展や開発等に伴い，自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進みつ つあります。

このため，「島根県土地利用基本計画」における土地利用の基本方向に従って，環境面など に配慮し，適正な土地利用を図ります。

また，開発事業については「環境影響評価法」や「島根県環境影響評価条例」に基づく適正 な指導により，自然と共生し環境への負荷の少ない持続的発展が可能な県土の形成を目指しま す。

## 県の施策展開

## 7－1－1．適正な土地利用の推進

「島根県国土利用計画」における県土の利用に関する基本構想に即し，島根県土地利用基本計画における土地利用の基本方向に従って，都市地域，農業地域，森林地域，自然公園地域，自然保全地域の 5 地域の区分を行い，適正な土地利用を図ります。
また，市町村において適正かつ計画的な土地利用が図られるよう，市町村国土利用計画の策定などを引き続き促進します。

## 7－1－2 戦略的環境アセスメント手法の導入の検討

国においては，事業に先立つ計画段階等で環境配慮を行うための手法である「戦略的環境ア セスメント」を盛り込んだ環境影響評価法の改正案の審議が進められています。

本県では，国に先駆け，戦略的環境アセスメントの理念に通ずる，調査•計画段階での環境 への配慮を述べた「島根県公共事業環境配慮指針」を平成 15 年 4 月に策定し，本県の公共事業に限定し適用しています。

今後は，環境影響評価法の改正の動向を踏まえ，島根県環境影響評価条例の改正の検討を行 います。

## 7－1－3．環境影響評価制度の適正な運用

大規模な開発事業の実施に先立って行われる環境影響評価については，環境影響評価法又は島根県環境影響評価条例の運用により，公害の発生の防止や自然環境の保全を図ります。

## 7－1－4．条例等の見直し，充実

島根県公害防止条例など環境保全に関する条例等については，必要に応じて見直しを行い，島根県環境基本条例に基づく体系的な運用による環境保全の推進を図ります。

## 7－2．制直研究•監視等の充実

## 現況と課題

環境問題は，都市•生活型公害に加え，有害化学物質による環境汚染の懸念，地球環境問題 の顕在化など複雑化•多様化しています。このため，地域レベルから地球レベルにまで広がり つつある環境問題に対処するため，環境に関する調査研究の充実やモニタリングを通じて，様々な環境要素の現況，環境変化の実態などを適切に把握し，施策の推進に役立てます。

## 県の施策展開

## 7－2－1．調査研究の充実

○調査研究体制の整備

> 地球環境問題や廃棄物を含めた都市型•生活型の環境問題などに適切に対処する上で不可欠な科学的知見の充実を図るため, 調査研究機能の充実強化に努めます。

## 7－2－2．モニタリングの推進

大気，水質，放射能などの環境の状況を的確に把握し，環境の変化を的確に予測•評価でき るようモニタリング体制の整備•充実に努めます。

| ○公共用水域の監視•測定の充実 | 公共用水域の水質の状沉を常時監視するとともに，県民に監視結果の情報公開を行います。また，水生生物から見た水環境の変化を把握する ために調查を行い，情報を収集•提供します。 <br> 油や有害化学物質の流出による水質事故については，河川管理者等と連携し，必要な措置を講じます。 |
| :---: | :---: |
| ○大気環境監視•測定の充実 | 県内の大気環境の状況を常時把握するために，大気環境測定局及び測定機器を計画的に整備•更新するなど監視体制の充実を図ります。 <br> なお，光化学オキシダント等による大気の污染が環境基準を超え，健康等に影響を及ぼすおそれがある場合には，関係機関と連携し必要な措置を講じます。 |
| ○光害※に関する意識啓発 | 県民に対し，国が実施する全国星空継続観察（スターウオッチング・ ネットワーク）への参加を促し，星空観察等の身近な方法により，良好 な大気環境を認識することなどを通じて光（ひかり）害に関する県民意識の啓発を図ります。 |
| ○大気環境情報提供の充実 | 大気環境の測定•監視結果について，県民への情報提供項目を随時増 やしていきます。 |
| ○騒音•振動監視の充実 | 「自動車騒音常時監視 5 力年計画」及び「航空機騒音調査要領」に基 づき道路騒音•航空機騒音の実態を把握するとともに，特定事業場に係 る騒音•振動については，市町村の監視体制への支援を行います。 |
| $\bigcirc$ 悪臭監視•測定の充実 | 事業場等から発生する悪臭に対応するため，市町村の監視体制への支援を行います。 |


| ○化学物質の環境調査 | 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため，各種法令に基づく有 <br> 害化学物質の監視•指導を実施するとともに，外因性内分泌攪乱物質（い <br> わゆる環境ホルモン）については，国との連携を図りながらモニタリン <br> グ調査等を実施し，環境污染の実態把握を進めます。 |
| :--- | :--- |
| ○化学物質の環境影響等 <br> に関する情報の提供 | 新しい知見に基づく化学物質の特性，毒性等に関する情報や化学物質 <br> の環境中への排出実態についての情報などを収集し，県民への的確な情 <br> 報提供につとめます。 |
| 放射線等測定調査 |  |



## 7－3．賏境情钴提供•交流体制の整備

## 現況と課題

県民，事業者，NPO 等，行政の各主体が連携•協力して環境保全に取り組むためには，環境に関する情報の共有化を図ることが必要です。また，環境に関する社会情勢が広域化•多様化す るとともに，ますます重要性を増しています。このため，今後更に，環境情報の体系的な整備 とネットワーク化を進め，より有効な媒体を活用して環境関連情報を発信し，環境保全活動へ の各主体の参加を促進します。

## 7－4．公害防止と噮境防災体制の整備

## 現況と課題

公害防止協定•環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進 し，公害の未然防止に努めるとともに，公害苦情や公害紛争に対する迅速かつ適切な解決を図 ります。また，災害時•緊急時においては，環境汚染を防止するため迅速•的確な対応に努め ます。

## 県の施策展開

## 7－4－1．公害発生の未然防止

公害防止協定•環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進 し，公害発生の未然防止に努めます。

## 7－4－2．公害苦情•紛争の適正処理

公害苦情については，市町村が苦情申立者の対応に当たることが多いため，市町村への適切 な技術的支援等により，迅速かつ適切な処理に努めます。

また，公害に係る紛争については公害審査委員によって，あっせん，調停又は仲裁を行い，迅速かつ適切な解決を目指します。

## 7－4－3．健康被害の救済•予防

津和野町旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒（ヒ素）により健康被害を受けた住民に対し，健康の管理と法に基づく補償を行います。

## 7－4－4．速やかに対応できる体制の整備

| ○原子力発電所異常時等 の安全確保と原子力防災対策の推進 | 発電所の運転状況等を把握し，安全運転されていることを確認すると ともにトラブル時には迅速な状況把握を行い，必要があると認める場合 には中国電力森に対して再発防止対策等適切な措置を求めます。 <br> また，発電所の万一の緊急事態に備え，「原子力災害対策特別措置法」及び「地域防災計画（原子力災害編）」に基づき，原子力防災資機材の整備，防災業務従事者の研修事業，原子力防災訓練の実施などを通じて原子力防災体制の充実，強化を図ります。 |
| :---: | :---: |
| 緊急時の被害発生防止 と対策の推進 | 大気汚染常時監視体制を充実し，引き続き，緊急時に速やかに対応が できる体制を維持します。 <br> また，河川•海域等への油の流出など環境へ異常負荷が生じた場合は，国や関係機関等と連携し，被害の拡大防止や原状回復のための必要な措置を講ずるとともに，原因究明により再発防止に努めます。 |

## 7－5．経済的措置

## 現況と課題

県民，事業者，NP0 等，市町村が行う環境への負荷を低減するための取組に対する助成など の経済的支援措置を講じ，各主体の環境保全行動を促進します。

## 県の施策展開

## 7－5－1．環境保全に関する助成措置の推進

県民，事業者，NPO 等，市町村の環境保全への取組を促進するための支援を行うほか，環境 への負荷低減のための施設整備等が積極的に行われるよう，環境保全に関わる資金融資制度の活用•充実を図るなど，より効果的な経済的支援に努めます。

